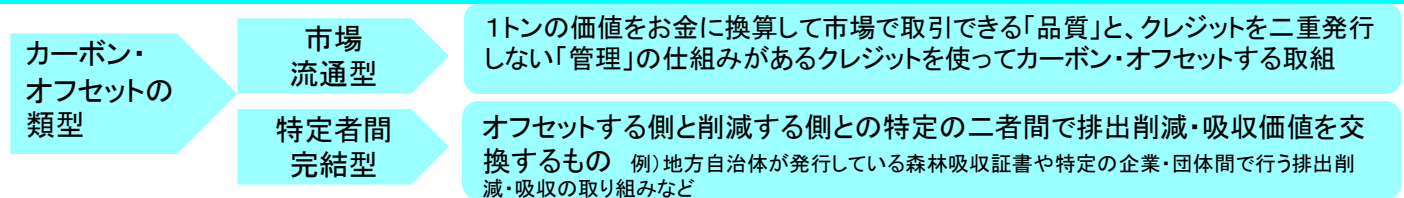


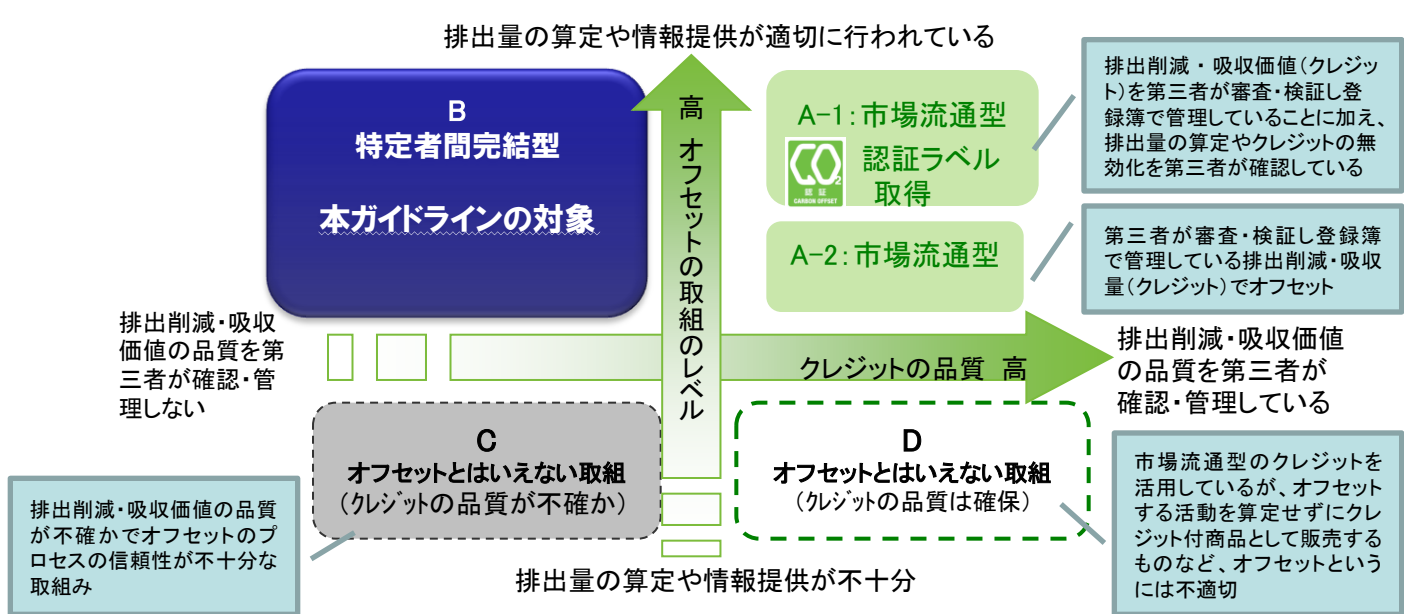
「特定者間完結型カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のためのガイドライン (Ver. 1.0)」概要 (平成22年6月25日策定)

本ガイドラインは、平成20年2月に環境省が策定した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」を受け、特定者間完結型カーボン・オフセットに取組む地方自治体・事業者等にむけ、排出量の把握及び削減努力、排出削減・吸収活動の算定等の考え方や望ましい情報提供のあり方等を解説するものです。

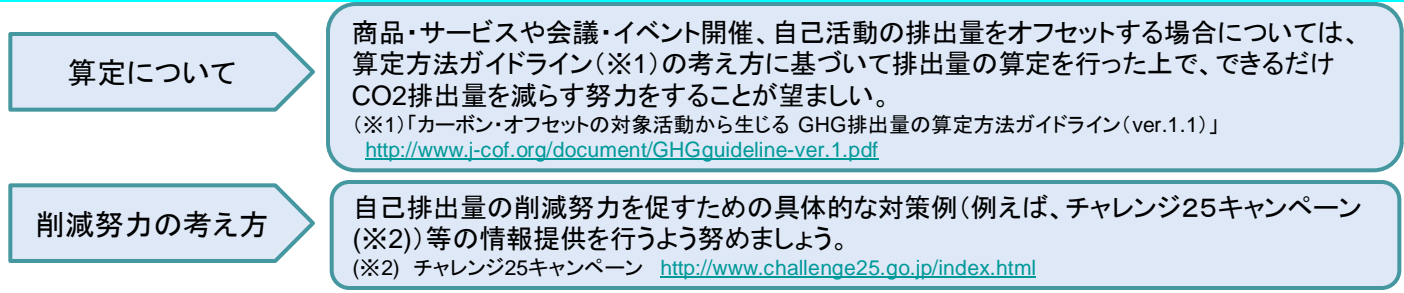
カーボン・オフセットの類型



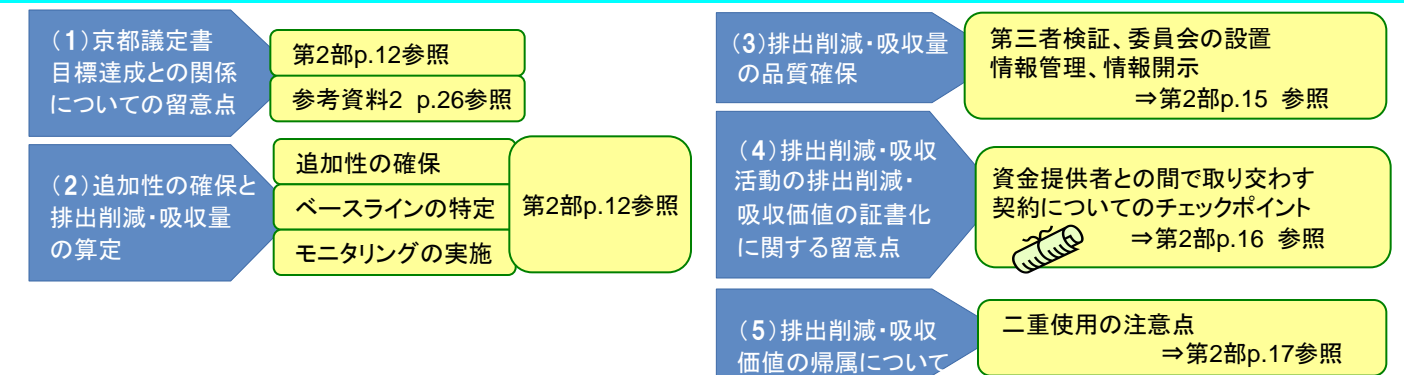
特定者間完結型カーボン・オフセットの位置づけ



特定者間完結型カーボン・オフセットの算定・削減努力について



特定者間完結型カーボン・オフセットの排出削減・吸収活動の信頼性確保について



個人・市民等から募金を募る場合の事例と注意点

カーボン・オフセット参加証

あなたからいただいた募金は、エコエコ選手権大会【〇月〇日10:00～17:00開催】で使用される電力(約6,000kWh)のうち、〇円あたり約〇kWh(CO₂換算で〇kg)分のカーボン・オフセットに貢献します。

この大会のカーボン・オフセットは、〇市内の森林整備により吸収されたCO₂でオフセットするものです。〇市の森林吸収量は、〇市が専門家委員会を設置し審査を行い管理するものです。この取り組みを通じて市内のCO₂の削減を進めるとともに、森林整備を通じた地域貢献にもつながります。

※詳しくは、〇市のホームページをご覧ください。

(<http://www.ecotownnacity.jp/>)

注意：この参加証はカーボン・オフセットに参加したお礼にお渡しするもので、この参加証自体には排出削減・吸収価値はなく、転売や譲渡はできません。

募金を募る際に記載・確認すべき事項

資金提供額に相当する排出削減・吸収価値(オフセット量)

排出削減・吸収活動の説明(場所、事業タイプ、第三者が審査したものかどうか)

証書の管理者・発行者(団体)の連絡先

証書は転売できるような排出削減・吸収価値がないこと

企業から寄付金を募る場合の事例と注意点

認証番号 0000

CO₂排出削減・吸収証書

〇市〇森(排出削減・吸収活動の実施場所)で実施された森林整備(活動内容)によるCO₂吸収量

100トンCO₂(オフセット量)
2010年〇月〇日～〇月〇日まで(有効期限)

A社殿(証書交付先(企業等名))
平成〇年〇月〇日

認証発行者(団体)名

証書に最低限明記すべき事項

資金提供額に相当する排出削減・吸収価値(オフセット量)

排出削減・吸収活動の説明(場所、事業タイプ、第三者が審査したものかどうか)

証書の管理者・発行者(団体)の連絡先

証書(認証)番号

証書の交付先(企業等)名

協定、契約の有効期間

オフセット商品・サービス等を提供する場合の事例と注意点

このエコバックは地球温暖化防止に貢献しています。

バックをオフセット

バック1個の製造時に排出されるCO₂・〇kgを〇市への植樹で埋め合わせます※売上げのうち10円(〇kg相当)を寄付します
〇市への植樹は、〇県の森林吸収認証制度により専門家が審査し〇事業者が管理しています。

もっと詳しい情報は

<http://www.j-cof.org>

〇〇印刷株式会社

<http://www.marumaru.co.jp>

オフセット商品・サービス等自体に最低限記載・確認すべき事項

資金提供額に相当する排出削減・吸収価値(オフセット量)

排出削減・吸収活動の説明(場所、事業タイプ、第三者が審査したものかどうか)

オフセット費用と負担者

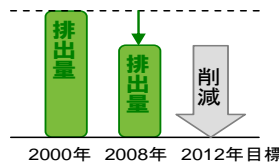
証書の管理者(団体)の連絡先

自己資金による取組で、CSR報告書に記載する場合の事例

カーボン・オフセットへの取組

CSR報告書

わがグループは、自社ビルでの省エネ活動など次のようなCO₂排出量削減努力を実施し、2000年比で〇トンの削減を実現しました。しかし、事業活動によりやむを得ず排出された2008年度CO₂・〇トン全量を、本社ビルのあるA市での森林整備による削減量でオフセットすることにしました。わがグループは、2008年12月にA市との協定を締結し、A市で認証を受けたAA証書〇トン分の交付をうけ2008年度のオフセットに充当しました。



A市での森林整備事業概要
A市が保有する森林では、混みあった森を間伐することで日当たりや風通しがよくなり、残った木々が健全に育つようになりました。

参考ガイドライン・ウェブサイト

<カーボン・オフセット関連ガイドライン>

- ◆「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline080207.pdf
- ◆「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(Ver.1.1)」
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=12336&hou_id=10347
- ◆「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン(ver.1.1)」
<http://www.j-cof.org/document/GHGguideline-ver.1.pdf>

<カーボン・オフセット関連情報>

- ◆環境省HP カーボン・オフセット http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html
- ◆カーボン・オフセットフォーラム(J-COF) <http://www.j-cof.org>
- ◆カーボン・オフセットに係る第三者認証・ラベリングについて <http://www.4ci.org/label.html>